熊谷駅東口駅前地区地区計画

当初決定年月日	平成18年2月28日
最終変更年月日	平成29年8月 1日

<table>
<tr><td colspan="3">名　　称</td><td>熊谷駅東口駅前地区地区計画</td></tr>
<tr><td colspan="3">位　　置</td><td>熊谷市筑波三丁目及び銀座二丁目の各一部</td></tr>
<tr><td colspan="3">面　　積</td><td>約 3．8ha</td></tr>
<tr><td colspan="3">地区計画の目標</td><td>本地区は、熊谷駅東口駅前広場及び、都市計画道路熊谷駅東口線を含んだ地区であり、熊谷駅東口の開設にともない、今後、土地利用の転換が活発化することが見込まれる。このため、地区計画により、建築物等の計画的な規制・誘導を図り、中心市街地にふさわしい商業・業務地の形成を目指すとともに、秩序ある土地利用を誘導することを主要な目標とする。</td></tr>
<tr><td colspan="3">区域の整備、開発及び保全に関する方針</td><td>良好な商業・業務環境を形成するため、建築物等の用途の制限を定める。また、駅前にふさわしい風景を育むため、建築物等の形態又は意匠の制限を定める。</td></tr>
<tr><td colspan="3">土地利用に関する方針</td><td>中心市街地にふさわしい魅力のある商業・業務施設の誘導を図る。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">地区整備計画</td><td rowspan="3">建築物等に関する事項</td><td rowspan="2">建築物等の用途の制限</td><td>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</td></tr>
<tr><td>（1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第3号までに掲げる「風俗営業」、同条第6項各号に掲げる「店舗型性風俗特殊営業」、及び同条第9項に規定する「店舗型電話異性紹介営業」の用途に供する建築物
（2）ナイトクラブその他これらに類するもの</td></tr>
<tr><td>建築物等の形態又は意匠の制限</td><td>1．建築物の屋根、外壁又はこれに代わる柱の色彩は、周辺環境に配慮し、魅力ある雰囲気を形成する色調とする。
2．屋外広告物は、都市景観に十分配慮しなければならない。</td></tr>
<tr><td colspan="4">区域及び地区整備計画区域は、計画図に表示のとおり</td></tr>
</table>

熊谷駅東口駅前地区地区計画　計画図

